

令和元年第5回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和元年5月24日（金）午前9時00分

2 閉 会 日 時 令和元年5月24日（金）午前9時25分

3 場 所 小国町役場 4階 委員会会議室

4 出席した委員 1番 大 谷 健 人 5番 安 部 茂
 2番 小 嶋 剛 6番 伊 藤 実 千 昌
 3番 舟 山 秋 子
 4番 川 崎 吉 巳

5 欠席した委員 7番 横 山 信 一

6 出席した職員 事 務 局 長 井 上 伊 勢 男
 事務局次長 渡 邊 久 光
 農地調整係長 蛭 谷 マ キ 子
 書 記 舟 山 健 太

7 付 議 案 件

議第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第 1 4 号 非農地証明願に対する決定について

議第 1 5 号 荒廃農地に関する非農地の決定について

報第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長 本日の出席委員は6名です。7番委員から欠席の連絡を受けております。定足数に達しておりますので、小国町農業委員会会議規則第19条の規定により、会長職務代理として議事進行を務めさせていただきますので、ご協力をお願いします。

ただいまから令和元年第5回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、5番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第13号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。
議第13号番号1及び番号2について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いいたします。

5番委員 それでは私が調査して来ましたので結果を報告させていただきます。1番2番は、ほぼ同じ状況なので、まとめて報告させていただきます。■■■■さん、■■■■さん、この両名ですけど、■■■■さんはもうご高齢で一人暮らし、■■■■さんは高齢のご夫婦二人暮らしというようなことで、自分たちでは耕作できないということで、以前は■■■■さんに耕作を依頼していたと、それで■■■■さんも、■■■■さんに耕作はお願いしていたと、言う状況でやってこられたみたいです。ただ、■■■■さんが■■■■さんの耕作をやめたというようなことがあって、去年から■■■■さんが直に借りている部分については、■■■■がやっているみたいですけども、■■■■さんの分はやらないというようなことで、去年■■■■さんの方が■■■■さんから依頼されたというか、頼まれてソバをやったみたいです。でもやはりこの面積でソバをやったのでは合わないということで、隣近所というか、この土地の田んぼの箇所ですけども■■■■さんの実家の近くです。それで、

ここの荒沢地区の下手側というか、県道側のほうに今寄っているわけですが、その川を挟んでの田んぼの方が■■■さんの田んぼというような状況で、■■■さんの方もその近くのものなので、俺もやらないというわけには行かないということで、■■■さん、■■■さんの方からも耕作依頼されたというようなことで、今年から経営拡大も含めて、自分で借りて、この部分を去年あたりまでソバとかその辺のなっている、田んぼというよりは牧草地にするというようなことで、■■■さんの土地については去年の秋のあたりからもう種を蒔いているみたいで、もうかなり出てはいました。■■■さんのほうについては、まだこれから牧草を蒔くという状況ですけど、去年一年間というか、ソバを蒔いてから何もしていないので、雑草が生えて牧草状態になりつつあります。なので、周りも田んぼであること、■■■さんの家の近くということもありますし、■■■さん、■■■さんの方も耕作を依頼しているというような状況もありまして、この件に関しては問題無いのかなという結果を得てきました。それで、念のため、念のためということも無いのですが、ここ5年間となっているので、5年後はどうするのだということを■■■さんに聞いて起案した。5年後も隣近所なので出来る限りはやろうかなということも言われていましたので、この件に関しては問題無いのかなという結論に達しました。以上です。

議 長 質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。
それでは質疑を終結し、直ちに採決いたします。議第13号番号及び番号2について申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第13号番号1及び番号2について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第14号「非農地証明願に対する決定について」を上程します。
議第14号番号1について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

6 番委員 依頼のありました非農地願の申請につきまして、私と大谷委員、金推進委員の3人で、今月22日に申請人の■■■氏に現地を案内してもらい話を聞きました。申請地は土地改良区域外に位置しておりまして、この度新たにできる養

鶏場に隣接しておりました。現地の周囲には大きな木が数本あり、他は葎が茂っておりました。一部埋め立てがなされている形跡もありました。当初の養鶏場の建設位置が軟弱地盤のため、大きく位置が変わるということで、■■■さんの農地もこの度、予定地として今後お願いされているというように■■■さん本人が言っていました。そんなことで、この申請につきましては耕作を停止してから20年以上経過していることや、今後とも耕作を再開させる予定も無いこと、周囲の農地への影響も無いことから、妥当の判断をするところではありますが、一部埋め立てがなされているといったことから、判断をお願いしたいなと思ってきました。以上でございます。

事務局次長 補足させていただきたいのですけども、本件の隣接地につきましては、平成30年9月総会に置きまして、9月25日に開催されておりますけども、議第23号「非農地証明願に対する決定について」というようなことで、隣接地、大字貝少字栃木101他2筆につきましては、先ほど調査委員の話のとおり20年以上の経過が、耕作していないということと、土地改良区外という風なことで、非農地ということで判断させていただいたところでございます。ただそのときに、一緒に今回の案件の部分について、申請いただければ一帯とした判断ということで出来たのですけども、その部分だけ抜けたというわけではないのですけれども、申請がなかったというふうなことで、今回申請があったものですから、審議の方をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 それでは、質問がありましたらご発言をお願いします。ございませんか。

6番委員 すでに伐採は進んでいて、なされているものだから、どうしたものかなとちょっと思っただけで、その部分に道路予定地というのがかかってくるのかなと思っているので、それに対する引っ掛かりというのは無いですね。

事務局次長 農地でそうなればまずいのですけども、現在なっているというのがどこまで確認されておりますか。

6番委員 砂利が食い込んでいるみたいな感じなので、そっちだけ見ていれば何でも無いのだけでも、ただそれを復帰しなさいとか、そういうような指示にしなければならぬのかな、みたいな部分があるとすれば、判断を仰がなければいけないな、という風に思って、申し上げてきたということです。いずれ道路用地として予定されているということなので、大丈夫、いいのではないのかなと思ってはいたのですけども。

事務局次長　非農地として相手から基本的に農地として使わないので非農地にさせていただきますと、もともと土地改良区外であるし、農振農用地の外であれば、非農地として認めていいのではないかと、前回と一連のものであることと、たまたま前回の部分について、落としていたこと、相手がですね、であればそれは認めていいのではないかと。それと後は、たまたま脇の方で工事していたのだけでも、そこにかかっちゃったというふうな部分、故意にかけているのであればやっぱり指導はしなければいけないかもしれませんけど。

6 番委員　前回の航空写真を見ると、かなり非農地にしなければいけないなという状態なのが見えるのだけれども、現在はそこらがもう埋まっているものだから、それだけのことなのです。戻す必要が無いとすればやっぱりこのまま非農地として認めることになるなら、私としては支障が無いのではないかと。

事務局次長　道路を作るからそうしてくれというわけではないです。たまたま隣接地で工事をしていて、基本的に形もそう見えてきたときに、いわゆる道路にするからしてくれというのではなくて、今回は農地として機能しなくなりましたし、耕作も復旧も難しいからというふうな部分での申請であります。

6 番委員　先の話まできいてきたものだから、といった、ということなので。

議　長　6 番委員からの調査説明と事務局からの補足説明がありましたけども、皆さんから他に何かありませんか。

2 番委員　ちょっと確認なのだけれども。今の問題というのは今回非農地証明にかかった土地の部分について、許可になる前に工事業者がその土地も一部伐採し、埋め立てをしていたということなのですよ。

6 番委員　埋め立てをしていたというか、そこまではいえないような感じなのだけれども若干境目の辺りが埋まっているなど、道路状態がわるいものだから。

2 番委員　現状の農地としてももう復旧できないという本人の意思もあるというのと、許可に対しての異論は全然無いと思うのだけれども、そういった申請前のそういう部分について、結局ありなしの部分ではどうなのかな、ということですよ。

6 番委員　事前にやってしまった場合は、前は現状復帰してくださいということもあつたりしたものだから、売買とかいろいろあると、それがたまたま今回はそんな

こと出来るような場所でもない、なって当然のような場所だったものだから、まあいいけどもな、と思ったのだけでも、委員会としては通常であれば本当は指導の部分かな、と思ったもので。

2 番委員 今後もこういった案件が出てこないとも限らないので、その辺きちっとした整理をしておかないと、今後そういった場合の対応というか。

事務局次長 前段はまとめてとったつもりだったというか、向こうとしてはその分が残っていた～～

事務局長 ここで休憩とさせていただきます。

(休憩)

議 長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決したいともいますがよろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議第 1 4 号番号 1 について、申請どおり非農地と決定することに異議無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 1 4 号 番号 1 について、申請どおり非農地と決定することといたします。

議 長 次に、議第 1 5 号「荒廃農地に関する非農地の決定について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (説明)

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、まず内容についてご確認いただき、ご質問やご意見等ありましたらご発言をお願いします。

それでは、質疑が無いものと認め、議第 1 5 号については、原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 それでは、議第 15 号については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 次に報第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を上程します。

報第 3 号について事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第 5 回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は大変ご苦勞様でした。

(午前 9 時 25 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和元年5月24日

議 長

署名委員

署名委員